

一般社団法人幸陽樹会みつばち保育園運営規程

(事業所の名称等)

第1条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 一般社団法人 幸陽樹会 みつばち保育園
- (2) 所在地 入間市扇台2丁目23番地の1の1

(事業の目的及び運営方針)

第2条 一般社団法人__幸陽樹会__みつばち保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする小学校就学前子ども（以下「利用乳幼児」という。）を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供に当たっては、利用乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、利用乳幼児の人権の擁護・虐待の防止等のため責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに授業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。
- 4 当園は、入間市家庭的保育事業の整備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日条例第19号）その他の関係法令を遵守し事業を実施するものとする。

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は、次のとおりとする。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	合計
3号	3人	8人	8人	19人

(提供する保育等の内容)

第4条 当園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、利用乳幼児の発達に必要な保育その他の便宜の提供を行う。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 保育の提供に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、員数について、基準を下回らない範囲で増減することがある。

- (1) 園長 1人
園長は、保育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
- (2) 保育士 5人 （常勤2人・非常勤3人）

保育士は、保育計画の立案・実施・記録及び家庭連絡等の業務を行い、すべての利用乳幼児が安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(3) 栄養士 1人 (常勤1人)

栄養士は、利用乳幼児の発達段階に応じた離乳食、乳幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。それとともに、献立に基づき給食及びおやつを調理する。

(4) 嘱託医 1人

嘱託医は、利用乳幼児の定期健康診断、職員及び保護者への相談及び指導を行う。

(5) 嘱託歯科医 1人

嘱託歯科医は、利用乳幼児の定期歯科健診、職員及び保護者への相談及び指導を行う。

(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く、12月29日から翌年1月3日までを除く。日曜日と国民の祝日に関しては別に休日保育事業を行うものとする。

ただし、第5日曜日、年度末の日曜日は休園とする。

1週間前までに利用予約の入っていない日曜日は休園とする。

土曜日に行事を行う場合、園舎内業者による清掃の為、家庭保育の協力を得る場合は年度の始めに全ての乳幼児の保護者に知らせるものとする。当園は非常災害その他の急変の事情があるときは、保育の提供を行わないことがある。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

7時30分から18時30分までの範囲内で、支援認定を受けた保護者（以下「保護者」という。）が保育を必要とする時間とする。

ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時30分から19時30分までの範囲内で延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

8時30分から16時30分までの範囲内で保護者の保育を必要とする時間とする。

ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分、及び、16時30分から18時30分までの範囲内で時間外保育、18時30分から19時30分までの範囲内で延長保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 保護者は、当園の利用に当たっては、保護者の居住する市町村長が定める利用

料を支払うものとする。

- 2 保護者は、第1項に定めるもののほか、保育を提供する上で必要となる費用として、別表第1に掲げる費用を負担する。
- 3 当園は、時間外保育、延長保育の提供に当たっては、保護者から別表第2に掲げる費用を徴収するものとする。

(利用の開始に関する事項)

第9条 当園は、市が行った利用調整により、保護者から利用の申し込みを受けた時は、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園は次の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当しなくなったとき。
- (2) 利用乳幼児の保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- (3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じた場合。

(緊急時における対応方法)

- 第11条 当園は、保育の提供を行っているときに利用乳幼児に体調の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用乳幼児の主治医に連絡する等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 当園は、保育の提供により事故が発生した場合は、入間市及び保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
 - 4 当園は、利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に備えて、具体的な計画を立て非常災害時の関係への通報及び、連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第14条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(苦情解決)

第15条 当園はその提供した保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市から求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第16条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録等を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画 5年間保存

(2) 提供した保育に関する記録 5年間保存

(3) 市への通知に関する記録 5年間保存

(4) 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録 5年間保存

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 5年間保存

(健康管理・衛生管理)

第17条 当園では、利用乳幼児に対して、年に2回の定期健康診断及び年1回の歯科健康診断を実施する。

2 当園は感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(支給認定保護者に対する支援)

第18条 当園は、支給認定保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、支給認定保護者の状況に配慮するとともに、利用乳幼児の快適で健康な生活が維持できるよう支給認定保護者等との信頼関係の構築及び維持に努める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

令和3年9月1日改訂